技能実習制度推進事業運営基本方針の改正について

厚生労働省所管事業の技能実習制度推進事業については、同事業の仕組み、技能実習制度に係る労働関係法令上の取扱い等を明らかにした技能実習制度推進事業運営基本方針に基づき、円滑かつ適正な実施に努めてきたところであるが、同方針を改正したので、公表する。

平成 27 年 4 月 1 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針

# I 総論

1 基本方針の目的

この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、技能実習生、監理団体、実習生、監理団体、度に習実施機関その他の関係者の技能実習制度にの「場合を関係を設定した。)及び技能実習制度推進事業」という。)及び技能実習対象に、職種拡大策進事業(以下「職種拡大推進事業」という。)の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。

2 技能実習制度の基本理念

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。

- 3 技能実習生、監理団体及び実習実施機関の 責務
  - (1) 技能実習生の責務

技能実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、技能実習期間を通じ、技能実習期間を通じ、技能実習計画並びに監理団体及び実習実施機関の指導に従い、技能等の修得又は習熟(以下「修得等」という。)に精励するともに活かすよう努めるものとする。

- (2) 監理団体及び実習実施機関の責務 監理団体及び実習実施機関は、技能実習 制度の基本理念の下に、実効ある技能等の 修得等が図られるように取り組むものとす る。
- 4 出入国管理上の取扱い

出入国管理上の取扱いについては、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)等において定められるものであり、この基本方針における出入国管理上の取扱いに係る記述は、これらにおいて定められているところによる。

5 定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「技能実習制度」とは、外国人が入管法別表第1の2の表の技能実習の在留資格を もって本邦に在留し、技能等を修得等する 制度をいう。
- (2) 「技能実習1号」とは、本邦に入国して 従事する入管法別表第1の2の表の技能実

習の項の下欄の第1号に掲げる活動をいう。

- (3) 「技能実習 2 号」とは、技能実習 1 号の活動に従事して技能等を修得した後、在留資格の変更の許可を受けて従事する入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄の第 2 号に掲げる活動をいう。
- (4) 「技能実習生」とは、技能実習制度の下で、技能実習1号又は技能実習2号の活動に従事する者をいう。
- (5) 「企業単独型」とは、外国にある合弁企業、子会社等の従業員を技能実習生として受け入れて行う入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄の第1号イ及び第2号イに規定する技能実習の形態をいう。
- (6) 「団体監理型」とは、監理団体の責任と 監理の下で、当該団体の会員企業等におい て実習を行う入管法別表第1の2の表の技 能実習の項の下欄の第1号ロ及び第2号ロ に規定する技能実習の形態をいう。

## Ⅱ 各論

- 1 技能実習の期間
  - (1) 技能実習の期間は、技能実習1号と技能実習2号の期間を合わせて3年以内とする。
  - (2) 技能実習2号に移行する場合、技能実習 1号の期間は、1年以内とする。
  - (3) 技能実習2号は、技能実習1号の期間の おおむね 1.5倍の期間以内の期間(技能実 習1号の期間が9箇月を超えるものである 場合は、この限りでない。)とする。
- 2 対象技能等

- (1) 技能実習 1 号の対象技能等は、技能実習 生の母国において修得することが不て修得 は困難であり、帰国後我が国におれてで得 した技能等を活かすことものに合う もの(技能実習生送出し国のに合うの するものによって修得できるものではない ものとする。
- (2) 技能実習 2 号の対象技能等は、技能実習 1 号で修得した技能等に習熟するものであって、一定水準以上の技能等を修得したことについて公的に評価できるものとして別表に掲げる職種及び作業(以下「移行対象職種・作業」という。)に従事するのに必要な技能等とする。
- (3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度 (職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の技能検定(以下では 能検定」という。)を除く。)にこれでは、職業能力開発局長が、有識者に関する、 でより開発局長が、有識者に関する、 でより関係し、同会議において、 で会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を 認の上、認定し、当該評価制度に係る職種 ・作業を公表するものとする。
- 3 技能実習2号への移行者
- (1) 技能実習2号への移行者は、技能実習1 号の技能実習期間において一定水準以上の 技能等を修得し、当該技能等についての公 的な評価に合格し、在留資格の変更(技能 実習1号から技能実習2号への在留資格の 変更をいう。) が許可された者とする。

- (2) 技能実習2号は、技能実習1号と同一の職種及び作業に従事するのに必要なより実践的な技能等について、同一の実習実施機関において実施されるものとする。
- 4 技能実習生の受入れ等
  - (1) 技能実習生のあっせん
    - イ 技能実習制度は、労働力を受け入れる 制度ではなり、技能等の開発途上る制 の移転による国際協力を目的としてる のあることから、営利をしてしている 能実習生を実習実施機関にあめられない ものである。
  - (2) 募集時の技能実習条件の明示

能実習2号への移行に当たり受検することが必要な試験及びこれまでの合格実績並びに技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。

特に、募集時に示した労働条件等と入国後の実態に献が生じるとトラブルの原因になることか、賃金の賃金から第一等の方法、食費、、変費用の負担の可無等、条件の詳細についてある。

ロ イの文書には、技能実習 2 号への移行を予定しない場合にはその旨を、また、技能実習 2 号への移行を予定する場合には、3 の(1)の条件を満たさないときには、技能実習 2 号への移行が認められず、帰国しなければならない旨を、明記するものとする。

# (3) 実習実施機関が配慮すべき事項

イ 実習実施機関は、国際協力としての技能実習制度の理念及び目的を理解するとともに、適正な技能実習条件の下、技能等の移転が確保できる指導体制が整備されており、また、入管法、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等の関係法令が遵守されていることが必要である。

また、実習実施機関は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、監理団体と連携して、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行う

- ことができる体制を整備する必要がある。
- ロ 技能実習生の受入れを予定する実習実施機関においては、技能実習生と雇用関係に入るものであることから、あらかじめ当該事業場の労働組合等と技能実習制度に関して協議することが望ましい。
- 5 技能実習の実施に関し留意すべき事項
  - (1) 技能実習2号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成

    - ロ 技能実習 1 号の期間の計画については、入国当初の講習と併せて技能検定基礎 2 級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成するものとし、特に、安全衛生に関する技能等の修得について十分配慮されたものとする必要がある。
    - ハ 技能実習 2 号の期間の計画は、技能実習 1 号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習 2 号を開始した日から 1 年

# (2) 適正な雇用契約の締結

- イ 実習実施機関は、雇用契約を入国前に 締結し、団体監理型の雇用契約の始期に ついては、監理団体が行う講習の終了後 とする。
- 口 入国後のトラブル防止の観点から、実習実施機関は、技能実習生が雇用契約の内容を十分に理解できるようにするため、技能実習生の母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 技能実習生に支払う賃金については、 日本人が従事する場合に支払われる賃金 と同等額以上の賃金を支払う必要があ る。なお、技能等の習熟度に応じたまる の格付けを行う等、技能実習生の技能修 得意欲の向上が図られるよう配慮するこ とが望ましい。

ニ 監理団体は、技能実習生と実習実施機 関との労働関係に介入することとないないよう留意しつつ、生活管理、帰国担保 及び技能実習計画に基づく実習の実施に 関し、実習実施機関に対して必要な指導 又は援助を行うものとする。

# (3) 労働関係法令の適用等

技能実習生には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50号)等の労働者に係る諸法令が適用されることから、実習実施機関は、これを遵守する必要がある。

特に、賃金については、最低賃金額以上の額を支払う必要があるほか、食費、寮費等を控除する場合には法令に則った労使協定の締結が必要である。

また、この場合においても、控除する額は実費を超えてはならず、かつ、(2)のハのとおり、実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用を「管理費」等の名目で不当に控除することはできない。

さらに、技能実習生について適正に労働

時間管理を行う必要があるほか、技能修得活動の一環としてる場合には、労働を行わせる場合には、労使協定則の持たで、割増賃金の表との場合においても、おの場合においても、を得及び健康確保の観点から、恒常となら、は、ものは、は、ものは、は、ものは、ないよう配慮するがある。

# (4) 実習指導

# 6 技能実習2号への移行

- (1) 技能実習2号への移行を希望する技能実習生は、修得技能等についてを受けない。当該評価は、7に定め機関はならない。当該評価は、方による。監理団体又は実習に正施機関は、技能実習2号の技能実習がのの後得技能等の成果を踏ったより実践的な技能等に習熟するよう。) 対により実践的な技能等に習熟するに対したより実践的な技能等に習熟するのである。 対により実践的な技能等に習熟するのである。) 対により実践的な技能等に習熟するのである。) 対により実践的な技能等に習熟するのである。) が行う。
- (2) 在留資格変更の可否は、(1)の修得技能 等の評価、技能実習計画の評価及び技能実

習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣により決定される。

なお、法務省では、在留資格変更申請について、技能実習1号の期間満了のおおむね1箇月前までに行わせるよう取り扱うこととなっている。

- (4) 実習実施機関は、自ら又は監理団体を経由して、在留資格の変更の許可を受けて技能実習2号に移行した者の氏名等を制度推進事業実施機関に報告するものとする。
- (5) 予定されている技能実習 2 号の技能実習 期間が 1 年を超える場合には、技能実習 2 号への移行後おおむね 1 年に達した時点において、技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣が在留期間更新の可否を決定する。
- 7 修得技能等の評価
- (1) 修得技能等の公的評価システム等 イ 技能実習 2 号への移行に係る修得技能 等の評価は、検定・資格試験等を実施し

ている技能検定実施機関等(以下「公的評価機関」という。)の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、制度推進事業実施機関が行う。

- ロ 制度推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み(以下「公的評価システム」という。) は、技能検定及び2の(3)の規定により、認定されたものとする。
- (2) 修得技能等の評価の受検手続等
  - イ 制度推進事業実施機関は、6の(3)の 申し出があった場合は、技能実習の内容、 受検を希望する検定・資格試験等、受検 希望時期等に応じ、公的評価システムを 運営する公的評価機関と調整の上、当該 技能実習生に対し受検日等の連絡を行う ものとする。
  - ロ 技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習1号の期間の4分の3程度を経過した後に受けるものとする。
  - ハ 技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る公的評価システムによる検定・資格試験等を受検するものとする。

なお、在留資格の変更の申請前であれば、1回に限り再受検することができる。 ニ 実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受検に

ついて必要な支援を行うものとする。 ホ 公的評価機関は、速やかに検定・資格

試験等の結果を制度推進事業実施機関に対し通知するものとする。制度推進事業 実施機関は、その結果を取りまとめ、法 務省に報告するものとする。

- - ロ 実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受検等に必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 8 技能実習状況の把握等

厚生労働省においては、制度推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出に基づき技能実習生の実態を把握し、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用の安定、雇用管理の改善、労働条件及び安全衛生の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

- 9 帰国担保
- (1) 実習実施機関(企業単独型に限る。)又 は監理団体(団体監理型に限る。)は 能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保 保措置を講じなければならない。帰国担保 措置の中心となる帰国旅費についてその 措置の中心となる帰国が 者実施機関又は監理団体においてその を負担しなければならない。また、技能実 習生が技能実習を終了して帰国した場合又

は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合には、当該事実を制度推進事業実施機関に報告するものとする。なお、監理団体等において、法務省令の規定に基づき地方入国管理局への報告を行わなければならい場合がある。

- (2) 制度推進事業実施機関は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、送出し機関及び監理団体との連携及び協力を図るものとする。
- 10 技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い
  - (1) 技能実習の継続が不可能となった場合には、監理団体又は実習実施機関は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、職種拡大推進事業の実施機関(以下「職種拡大推進事業実施機関」という。)に報告するものとする。

- の開拓、情報提供等の支援を実施するものとする。
- 11 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の役割等
  - (1) 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)及び(3)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。
  - (2) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ 適正な実施を図るため、次に掲げる事業を 内容とする制度推進事業を制度推進事業実 施機関に委託して実施する。
    - イ 技能実習2号の技能実習計画の評価 (6の(1))
    - ロ 技能実習 2 号への移行に係る修得技能 等の評価 (7 の(1)のイ)
    - ハ 修得技能等の評価の受検手続の支援 (7の(2))
    - 二 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施
    - ホ 技能実習指導員の養成

実習実施機関において技能実習を担当 しようとする指導員に対し、必要な知識、 指導技法等を修得させるための講習会を 開催する。

へ 技能実習生手帳の発給

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面

における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。

- ト 技能実習生に対する母国語電話相談の 実施
- チ 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催

地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。

- リ 関係行政機関との会議等の開催 中央及び地方において、関係行政機関 との連携を図るための会議等を開催す る。
- (3) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ 適正な実施を図るため、次に掲げる事業を 内容とする職種拡大推進事業を職種拡大推 進事業実施機関に委託して実施する。
  - イ 技能実習評価試験の整備に関する相談 及び申請に係る各種支援 (2の (3))
  - ロ 帰国した技能実習生を対象とするフォローアップ調査
  - ハ 不正行為認定時等の実習継続支援の実 施 (10の(2))
  - 二 地域社会における日本人と技能実習生 との共生等に関する好事例の収集等
  - ホ 技能実習生の母国語による修得技能の 書面の整備等
- (4) 制度推進事業実施機関は、制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。

- イ モデル労働条件通知書の作成及び普及 実習実施機関において適正な労働条件 通知が実施されるよう、モデル労働条件 通知書を作成し、その普及を図る。
- ロ 日本語教育支援の実施 監理団体及び実習実施機関が実施する 日本語教育に対し、支援を行う。
- ハ 福利厚生事業の実施技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
- 二 教材の支援等 教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。
- (5) 厚生労働省は、制度推進事業実施機関及 び職種拡大推進事業実施機関の名称等を毎 年度公表する。
- 12 その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

附則

この基本方針の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から 適用する。

#### 1 農業関係(2職種6作業)

= /3C/C/37// (= 19(12.011.7C)	
職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作·野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

#### 2 漁業関係(2職種9作業)

<u> 4 庶来関係(4 戦性3)</u>	一未/
職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係(21職種31作業	
職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左 官	左官作業
配 管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土·整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

#### 4 食品製造関係(Q職種14作業)

_4 食品製造関係(9職種14作業)	
職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造業	惣菜加工作業

### 5 繊維•衣服関係(12職種21作業)

かな か	
	作業名
紡績運転	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合撚糸工程作業
織布運転	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染 色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
下着類製造	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

## 6 機械・全属関係(15職種27作業)

6 機械·金属関係(15職種27g	
職種名	作業名
鋳 造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛 造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄 工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

### 7 その他(10職種22作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
	*
印刷	オフセット印刷作業
製 本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗 装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業